

農地整備課

新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）	...P1
新規事業概要	
・ かんがい排水事業	...P2 ~ 3
公共事業新規評価調書（整備系）	...P4 ~ 6
新規評価箇所検討一覧表（C 評価）	... P7

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町 名	町・大 字等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実施 環境						
1	農業用 排水路	産業活性化	かんがい排水 事業	羽佐間水道地区	小城市 多久市 江北町	牛津町 東多久 町 江北町	-	パイプライン L=1.45km 農業用排水路 L=3.41km 附帯工 一式	A	A	A		476	公	H30	佐賀県総合計画2011や佐賀県「食」と「農」の振興計画に掲げる『農業生産を支える生産基盤づくり』の取り組みに位置付けられている。	事業計画策定、地元の合意形成など事業実施環境が整ったため、新規評価を行うこととした。

かんがい排水事業

県土づくり本部 農地整備課

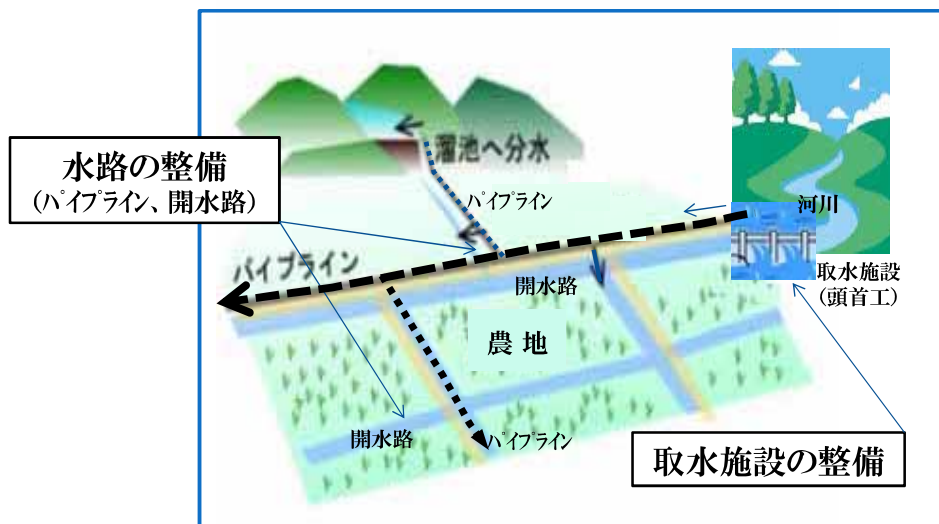
かんがい排水事業とは...

事業の目的

- 作物の栽培に必要な水を、河川から取水するための施設や、取水した水を農地へ安定的に供給するための水路（パイプライン、開水路）を整備することにより、農業生産性の向上が図られ、麦・大豆・野菜など多様な作付が可能となる。

かんがい排水事業のイメージ図

かんがい排水事業



3

かんがい排水事業の実施例

取水施設

- 農地へ必要な水を供給するため、河川から取水する施設を整備する。
(頭首工)



河川からの取水施設 (川上頭首工)

水路

- 農地へ水を安定的に供給するための水路を整備する。
(パイプライン、開水路)



パイプライン施工状況



パイプラインからの分水施設

開水路

4

公共事業新規評価調書（整備系）

本部署名	県土づくり本部	記入責任者	農地整備課	課長	日浦 敬祐
			佐賀中部農林務事務所	所長	平川 貴

事業区分	産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	476百万円
		かんがい排水事業	羽佐間水道地区		

事業地	着工予定年度	完成予定年度
多久市東多久町、小城市牛津町、杵島郡江北町	平成27年度	平成30年度

事業目的	事業内容
<p>本地区は、県の中央部に位置し、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業や施設園芸（いちご・アスパラガス等）が展開されているが、以下のような状況にあることから、渇水時には農業用水が不足し営農に支障をきたしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区の農業用水は、一級河川牛津川（羽佐間頭首工）および地区上流部の小規模ため池に依存しているため、渇水時には十分な農業用水が確保出来ない状況にある。 ・河川等から取水した農業用水は、羽佐間水道や地区内の用排水路等を介して受益地に配水されているが、施設の老朽化等により十分な機能を発揮できない状況にある。また、施設の維持管理に多大な労力を要している。 <p>このため、農業用水の安定供給を目的とした「国営筑後川下流土地改良事業」で、嘉瀬川（嘉瀬川ダム）に確保された農業用水を送水するための幹線水路の整備が現在進められており、本地区においても羽佐間水道の上流部に注水される計画となっている。</p> <p>併せて、安定確保された農業用水を再末端の受益地まで供給するための農業水利施設の整備を本事業で行うことで、農家経営の安定、担い手への農地集積を促し、地域農業の発展を図るものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプライン L = 1.45 km ・農業用排水路工 L = 3.41 km ・附帯工 一式

評価の視点	評価内容	評価
1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度県土づくり本部基本戦略(担い手を支援する生産基盤づくり)に位置付けられている。(10/10) ・県総合計画2011や多久市、小城市及び江北町の農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられている。(10/10) ・耕地利用率は179.5%となり、県平均値132.2%を上回る。(20/20) ・水稲の労働時間は16.7hr/10aとなり、県平均値25.0hr/10aを下回り、より効率的な農業が展開できる。(15/15) ・担い手への農地利用集積率は96.0%となり、県平均値73.7%を上回る。(20/20) ・野菜指定産地に指定されている「たまねぎ」が作付けされる。(15/15) ・多久市、小城市及び江北町農業再生協議会において、土地利用型作物の生産振興等について検討・協議が行われている。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	<p>A (100)</p>

<p>(2) 必要性・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の農業用水は小河川やため池に依存しているが、流域が狭小であるため安定した用水確保ができず、また施設機能の低下等により恒常的に用水不足となっていることから、農業用水の安定供給を行い、農地集積を促進し地域農業の発展を図るためには、本事業の実施が必要である。(30/30) ・側壁の転倒、破損及び洗掘により施設の機能低下が見られる。(10/10) ・国営筑後川下流土地改良事業と連携しており、その事業効果を発現させるために早急な整備が必要である。(10/10) ・費用対効果は1.29で1.0以上ある。(50/50) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	<p>A (100)</p>
<p>(3) 実施環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町及び羽佐間水道土地改良区総代会の同意が得られている。(15/15) ・多久市、小城市及び江北町の負担について同意が得られている。(農家負担なし)(15/15) ・推進体制として、筑後川下流土地改良事業佐賀中部地区推進協議会が設立されている。(10/10) ・施設の維持管理については、羽佐間水道土地改良区及び納所土地改良区が管理することで同意が得られている。(10/10) ・営農支援体制については、農協や普及センター等で構成する羽佐間水道地区水田営農推進検討会を設立し、営農推進を図ることとしている。(10/10) ・関係機関(道路、河川など)との協議において基本的事項は確認されている。(10/10) ・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10) ・受益面積や農地集積などの採択基準の要件に適合している。(10/10) ・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	<p>A (100)</p>

評価	AAA	条件等
判断	優先的に事業を実施	特になし

定性評価調書

自然環境保全

内 容
<ul style="list-style-type: none">・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行う。・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

内 容
施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

内 容
工事に伴い発生する建設発生土は地区内で埋戻材として再利用することにより、コスト縮減に努め、資源の有効利用を図る。

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

内 容
特になし

特に記述することがあれば記載。

新規評価箇所検討一覧表（2次評価に至らなかったもの）

様式2
担当課 農地整備課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
1	ほ場整備	産業活性化	経営体育成基盤整備事業	高木瀬地区	佐賀市	-	高木瀬	ほ場整備 A=96ha	-	-	C		平成28年度以降の実施に向け推進体制は整備されているが、現在、実施計画を策定中で、実施環境が整っていないため。